

第3 工事整備対象設備等着工届出書

1 着工届出書の提出

令第7条に掲げる消防用設備等（消火器具、非常警報器具、避難ロープ、移動式の避難はしご及び誘導標識を除く。）又は特殊消防用設備等の工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の10日前までに着工届出書を2部提出すること。ただし、増設・移設・取替えの消防用設備等に係る工事のうち、別表1に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、着工届を省略できるものとする。★

2 添付図書等

着工届出書に添付する図書は、別表2によるほか次によること。◆

ア 消防用設備等（特殊消防用設備等）計画書を提出し、その内容に変更のないものは、添付図書を省略することができる。

イ 同一の防火対象物について同一時期に提出される複数の着工届の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の着工届に代表して添付することにより、個々の着工届への添付を省略できるものとする。

(ア) 付近見取図

(イ) 意匠図（建築平面図、断面図、立面図等）

(ウ) 関係設備共通の非常電源関係図書

(エ) 防火対象物の概要

ウ 製造所等に設置される消防用設備等にあつては、製造所等の設置又は変更の許可申請において、添付された図書でその内容に変更のないものは、添付図書を省略することができる。

エ 総合操作盤の設置に係る着工届には、消防用設備等ごとの表示項目及び警報項目が記載された書類（表）を添付すること。

オ 特殊消防用設備等の着工届は、前記のほか規則第33条の18第2号によること

3 着工届出書の単位

着工届出書は、原則として、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水又は消火活動上必要な施設ごとに一括して提出すること。◆

4 工事着手日

法第17条の14の工事に着手しようとする日とは、次によること。

この場合、届出期日までに確定していない添付図書は、届出後追加又は差し替え等することができる。

ア 消火設備は、各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日

イ 警報設備は、各設備ごとに次に掲げる機器の設置工事を行おうとする日

(ア) 自動火災報知設備は、受信機（当該工事に受信機を含まないときは感知器）

(イ) ガス漏れ火災警報設備は、受信機（当該工事に受信機を含まないときは検知器）

(ウ) 漏電火災警報器は、受信機◆

(エ) 火災通報装置は、火災通報装置本体、構成部品（蓄積音声情報を含む。）及び構成機器の設置及び変更工事並びに連動起動への変更及び連動停止の接続工事★

(オ) 非常警報設備は、起動装置、増幅器、操作部及び遠隔操作器（当該工事に起動装置、増幅器、操作部及び遠隔操作器を含まないときはスピーカー）◆

ウ 総合操作盤は、構成機器本体の設置工事を行おうとする日◆

エ 避難設備は、次によること。

(ア) 避難器具は、取付金具の設置工事を行おうとする日

(イ) 誘導灯は、誘導灯の取付工事を行おうとする日◆

オ 消防用水は、次によること。◆

(ア) 防火水槽は、当該水槽のコンクリート打ちを行おうとする日

(イ) 流水を利用するときは、その配管等の敷設工事を行おうとする日

カ 消火活動上必要な施設は、各設備ごとに、次に掲げる機器の設置工事を行おうとする日◆

(ア) 連結散水設備及び連結送水管は、各設備の配管（ヘッド送水口等を直接取付ける配管を除

く。)

- (イ) 非常コンセント設備及び無線通信補助設備は、使用機器
- キ パッケージ型消火設備は、格納箱の取り付け工事を行おうとする日
- ク パッケージ型自動消火設備は、放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工
事を行おうとする日
- ケ 特殊消防用設備等は、評価を受けた後に構成機器本体の設置工事を行おうとする日◆

別表 1

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	●消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	●消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	●加圧送水装置（制御盤を含む）を除く構成部品
スプリンクラー設備	●ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ●補助散水栓 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	●ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ●補助散水栓 → 同一警戒範囲での移設	●加圧送水装置（制御盤を含む）、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	●ヘッド → 既設と同種類のもの → 1個の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	●ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ●手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	●加圧送水装置（制御装置を含む）、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	●ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	●ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ●手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	●加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	●ヘッド、配管（選択弁の二次側に限る。） → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ●ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ●移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る ●制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	●ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ●ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ●移動式の消火設備 → 同一室内に限る ●制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	●すべての構成部品 → 放射区画に変更のないものに限る。
自動火災報知設備	●感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ●発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一区域内に限る。	●感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ●発信機、ベル、表示灯 → 同一区域内に限る。	●感知器 → 10個以下 ●受信機、中継器 → 7回線を超えるものを除く。 ●発信機、ベル、表示灯

ガス漏れ火災警報設備	●検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	●検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く
非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン）	●起動装置、音響装置、表示灯 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	●起動装置、音響装置、表示灯 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	●起動装置、音響装置、表示灯 → 5個以下
非常警報設備（放送設備）	●スピーカー → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 → 増幅器の容量に影響を及ぼさないものに限る。	●スピーカー → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	●スピーカー → 5個以下
避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。）） （救助袋、緩降機）	該当なし	●本体・取付金具 → 同一階に限る → 設置時と同じ施工方法に限る。（ただし、施工にあつては、消防用設備等の技術基準による。）	●標識 ●本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。（ただし、施工にあつては、消防用設備等の技術基準による。）
上記以外の避難器具（すべり台、金属製避難はしご（固定式以外のもの）避難橋等）	該当なし	●本体・取付金具 → 同一階に限る → 設置時と同じ施工方法に限る。（ただし、施工にあつては、消防用設備等の技術基準による。）	●標識 ●本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。（ただし、施工にあつては、消防用設備等の技術基準による。）
誘導灯	●本体 → 5個以下	●本体 → 5個以下	●本体 → 既設と同種類のもの
漏電火災警報器	●本体、変流器 → 既設と同種類のもの	●本体、変流器 → 同一警戒電路内に限る。	●本体、変流器 → 既設と同種類のもの
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	●すべての構成部品
連結散水設備	●ヘッド → 一の送水区域において5個以下で、送水区域に変更がない範囲の場合で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 消防ポンプ等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	●ヘッド → 一の送水区域において5個以下で、送水区域に変更がない範囲の場合に限る。 → 消防ポンプ等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	●加圧送水装置（制御盤を含む）、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
連結送水管	該当なし	該当なし	●加圧送水装置（制御盤を含む）、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品

備考1 各設備の施工基準については、「松江市消防用設備等技術基準」によること。

備考2 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）、消防用水及び表中にない消火活動上必要な施設にあつては、これによらないものとする。

備考3 表中の各区分（「増設」、「移設」及び「取替え」をいう。）の工事を同時に実施する場合については、それぞれの工事が軽微な工事の範囲内であれば、一の軽微な工事として取り扱うこと。

備考4 「改造」に該当しない「補修」とは、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することを言い、「整備」に該当するものであること。

（例1）屋内消火栓設備等の配管、弁類及び計器類の取替え。ただし、経路変更を伴う配管取替えは除く。

（例2）落雷や水没等による、自動火災報知設備等の電気基盤の取替え

（例3）非常電源の取替え。ただし、新たに容量計算を必要とするものは除く。

備考5 自動火災報知設備の感知器について、既設と別の種類の感知器に取替える場合新たに設計を要しないものにあつては「改造」ではなく「取替え」として取り扱うこと。

備考6 令第29条の4に規定される必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等における、本表の準用にあつては、消防本部予防課に確認すること。

別表 2 ◆

区 分	屋内消火栓	スプリンクラー	水噴霧消火	泡消火	不活性ガス消火	ハロゲン化物消火	粉末消火	屋外消火栓	動力消防ポンプ	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報	漏電火災警報器	火災通報装置	非常警報設備	総合操作盤	避難器具
概 要 表	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○	○※	○※	○	○※	○	○※	○
計 算 書	○	○	○	○	○	○	○	○							○	
付近見取図及び配置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平 面 図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
立 面 図																○
断面図及び矩計図	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	
建具配置図及び建具表		○	○	○	○	○	○									
はり及び天井伏図		○	○	○	○	○	○									
空調及び衛生設備図		○	○		○	○	○									
配管系統図及び配管図	○	○	○	○	○	○	○	○			○ (ガス)				○	
配線系統図及び配線図	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
使用機器図	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	
設計図及び構造計算書																○
詳 細 図																
摘 要	1 避難器具には、設置部分の詳細図を添付すること。 2 消防用水 採水口を設置する部分の詳細図を添付すること。 付近見取図、配置図に設置位置を記入すること。 3 連結送水管の送水口、放水口及び非常コンセントには、平面図に設置位置 4 スプリンクラーの計算書には、ヘッドを省略する部分の区画、面積、内装 5 屋外消火栓の計算書には、防護もれ面積及び代替措置を記入すること。 6 防災センター等に操作盤等が設置される場合、当該防災センター等の構造															

誘 導 灯	消 防 用 水	連 結 散 水 設 備	連 結 送 水 管	非 常 コ ン セ ン ト	無 線 通 信 補 助 設 備	パ ッ ケ ー ジ 型 消 火 設 備	パ ッ ケ ー ジ 型 自 動 消 火 設 備	備 考
○	○	○	○	○	○	○※	○※	棟別を原則とし、複数の棟がある場合、その棟ごとの名称を余白に記入する。※の設備には防火対象物、製造所等の概要表を添付すること。
	○	○	○					所要の水量・消火薬剤量、加圧送水装置・加圧ガス容器等の容量、配管・継手・弁等の摩擦損失の計算を含む所要揚程、ガス濃度、ガス排出方法、電動機等の所要容量、非常電源の容量の各算出方法を記入する。 なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記する。
	○	○	○	○	○	○	○	送水口、採水口の位置を記入すること。 配置図は同一敷地内に2以上の防火対象物があり相互に関係がある場合に限る。
○		○	○	○	○	○	○	避難器具の位置を記入すること。
								避難器具の位置を記入すること。
	○	○	○			○	○	
		○						
		○						
		○						防火区画（防護区画）を構成する部分に限る。 水噴霧消火は排水設備部分に限る。
	○	○	○				○	使用管長、管径、管継手、弁等を記入すること。
○	○	○	○	○	○	○	○	作動順序を示す継続図を明記すること。 誘導灯の姿図、凡例を記入すること。
	○	○	○	○	○	○	○	加圧送水装置、起動装置、自動警報装置、自動火災感知装置、放水口ボックス、ヘッド、ノズル、ホース、結合金具、非常コンセント等使用される機器（検定品を除く。）の詳細を明記すること。
	○							貯水槽部分に限る。

の地盤面又は床面からの高さを記入すること。

及び代替設備等を記入すること。

図（防火区画、建具詳細等）及び室内仕上表を添付すること。